

表) テーマと寄せられた意見・提案(抜粋)

テーマ	意見・提案
バスなどの交通網の整備について	・ライフバスの運行本数 ・バス網の整備
中央公民館等複合施設建設について	・中央公民館の必要性 ・中央公民館の利用人数に対する考え方
都市基盤整備について	・信号設置 ・大規模公園 ・歩道の設置 ・工業地域の立地
三芳町第4次総合振興計画及び三芳町の財政について	・三芳町第4次総合振興計画事業の達成率 ・住民への町の財政(歳出)の分かりやすい説明
近世開拓資料館建設予定地であった時の利活用について	・予定地の今後の開発 ・アンケートの実施
住宅地域と工業地域の混在について	・住宅地域と工業地域の隣接問題

■今回の懇話会でいただいたご意見・ご提案は、今後十分に検討・熟慮し、町の政策形成に反映させていただきます。  
 政策秘書室政策推進係 (TEL 422・423) FAX 274-1054

多くの住民の声を町の政策形成に反映させるため、6月12日(日)・19日(日)に「まちづくり懇話会」を小学校区単位で開催いたしました。両日合わせて185人の住民が参加しました。

今年度は、新たな試みとして共通テーマ・各地域の個別テーマを町で設定し、担当課よりそれぞれテーマに関する現状の説明、その上で住民から意見、提案をいただきました。

また、町長からも積極的に質問を投げかけ、住民との貴重な意見交換が行われました。



▲6月19日(日)唐沢小学校体育館会場の様子

報告

〈まちづくり懇話会〉概要

住民と町長が町の未来について語り合いました



環境産業課環境対策係 (TEL 216・218) FAX (274) 10552

「犬」の飼育管理

- その犬に適した飼育し、飼い主としての責任を自覚し、愛情を持って飼育しましょう。
  - 放し飼いは禁止されています。必ずリードをつけましょう。
  - 飼育場所は常に清潔に保ちましょう。不潔な状態は、病気や無駄吠えの原因となり、近隣住民の迷惑にもなります。
  - 家庭内のルールとコミュニケーションの取り方、無駄吠えの防止など基本的なしつけをしましょう。
- (健康管理)
- ・健康のために散歩をしましょう。必ず水を持参し、尿をした場合は、水で洗い流しましょう。
  - ・繁殖を望まない場合は、獣医師と相談し不妊去勢手術を受けましょう。
  - ・各種寄生虫のワクチン接種を定期的に受けましょう。
  - ・生後91日以上の犬は生涯に一度の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられており、町に届出が必要になります。また、鑑札と注射済票は犬に着けることが義務付けられています。
  - ・犬に首輪をし、身元や連絡先がわかるようにしましょう。

お願い

ペットの適正飼育

近年ペットは、ともに暮らす人とのパートナー、家族の一員となっております。

一方で、不適正な飼育などから近隣トラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすことがあり、町にも様々な苦情が寄せられています。

ペットの飼育に責任をもち、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって取り扱うことでトラブルは未然に防ぐことができます。人とペットが共生できる町づくりを図るために基本的なルールを守りましょう。

「猫」の飼育管理

- 飼い主としての責任を自覚し、愛情を持って飼育しましょう。
  - エサや水は室内で与え、感染症予防のためにも室内で飼育をしましょう。
  - 室内に猫用トイレを設置し、その場で排泄をするようしつけをしましょう。出入りが自由な猫は、屋外で排泄している場合もあるので、周辺の見回りをし、排泄物の除去をしましょう。
- (健康管理)
- ・繁殖を望まない場合は、獣医師と相談し不妊去勢手術を受けましょう。
  - ・各種寄生虫のワクチン接種を定期的に受けましょう。
- (その他)
- ・首輪を付けるなどして、飼い主がいることを明確にし、身元が分かるようにしましょう。
  - ・途中で飼育放棄することなく終生飼育しましょう。どうしても飼育できなくなった場合は、新しい飼い主を見つけましょう。

「学童保育室」受付方法

【入室資格】 町立小学校の1～4年生で、保護者の就労などで家庭がいつも留守の児童。

【必要書類】  
 ①入室申込書②就労証明書または保育に欠けることを証明する書類  
 ※①・②の書類は役場こども支援課及び各学童保育室、各保育所で配布します。

【受付日時】  
 ●唐沢学童及び竹間学童の入室申し込みをされる人→11月10日(休)午後3時～6時  
 ●藤久保学童、北永井学童及び上富学童の入室申し込みをされる人→11月11日(金)午後3時～6時

【受付場所】 藤久保公民館ホール

【面接】 受付時面接をおこないますので、お子さんをお連れください。

「保育所」受付方法

【入所資格】 平成18年4月2日から平成23年9月30日まで(あずさ保育園については平成24年2月5日まで)に生まれ、町内に居住し、保護者が就労などにより保育できない児童。

【必要書類】 ①入所申込書 ②就労証明書または保育に欠けることを証明する書類 ③家庭調査票 ※①②③の書類は役場こども支援課及び各保育所で配布します。

【受付日時】 11月16日(水)・17日(木) 午前9時～正午・午後1時30分～4時

【受付場所】 役場3階会議室

【面接】 受付時面接をおこないますので、お子さんをお連れください。

【その他】 町内の私立認可保育所を申込み場合も方法は同じです。第1保育所の新規入所申込みはできません。



【受付期間】 申し込み一斉受付日以降は保育所及び学童保育室も次の日程で、こども支援課で随時受け付けます。  
 1次受付：一斉受付日以降から平成23年12月12日(月)まで  
 2次受付：平成23年12月13日(火)から平成24年2月10日(金)まで(2次受付の選考は1次で受け付けた人の選考後に空きがある場合のみ行います。)

こども支援課保育係 (TEL 162～164) FAX 274-1051

学校

〈町立小中学校の指定校変更〉

特別な理由、事情のため指定校への就学が困難な場合、次の変更基準により指定校の変更ができます。

変更基準

※下記表を参照のこと。

⑤については、三芳町立小学校6学年の保護者に、9月下旬に学校から配布された「中学校の指定校変更について」を参照ください。

なお、私立小学校6学年に在学している児童の保護者は、教育委員会まで連絡をお願いします。

中学校教育課指導係 (TEL 522・523) FAX (274) 10556

通学の条件

●登下校中の事故については、保護者の責任において対処することになります。

●通学方法及び通学方法を明確にしてください。

※通学方法は、原則徒歩になります。

	理由	申請期限	許可期限	添付書類
①	心身の障害や疾病により、就学校への就学が困難な場合	随時	理由が消滅するまで	理由確認ができるもの
②	住宅新築・改修等で1年以内に転居予定の場合	随時	理由が消滅するまで	住宅購入契約書等
③	保護者の勤務事情により、放課後、親族や施設に預ける場合(預け先の地区の指定校に限る)	随時	理由が消滅するまで	預かる者の承諾書
④	学校内の対人関係等の事情で、精神的に過重な負担があると認められる場合	随時	卒業まで	-
⑤	中学校の部活動において、指定校に希望する部活動がない場合(翌年度、中学校に就学予定の児童に限る)	12月の第1金曜日まで	卒業まで	-
⑥	学年途中の転居による場合(引き続き転居前の在学に就学を希望する場合)	随時	卒業まで	-
⑦	④及び⑤の理由により、変更が認められた兄弟姉妹である場合	随時	卒業まで	-
⑧	その他、教育委員会が特に必要と認める場合	随時	理由が消滅するまで	学校長の所見書、その他必要書類